

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課（防災・耐震化計画）(06-6208-9622)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
概 要	建築物の耐震改修の促進に関する法律では、耐震診断が行われた区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができることとし、所管行政庁は、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、認定をすることができるとされています。
根拠法令等 及び条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第2項 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第37条及び第38条 令和3年国土交通省告示第1537号 平成25年国土交通省告示第1062号 大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第5条
審査基準	・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条等の規定に適合すること。
標準処理期間	申請物件ごとに耐震診断の内容が異なるため、標準処理期間を設定することは困難
経由日数	－
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課防災・耐震化計画グループ
提出時期	随時
提出方法	申請書等の必要書類を都市整備局市街地整備部住環境整備課（防災・耐震化計画）へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課（防災・耐震化計画）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000260131.html
備 考	